

【11 月の気象】

11 月は、秋から冬への季節の変わり目で、天気は周期的に変化する時期です。11 月の季語には「小春日和」と呼ばれる春のように暖かく穏やかな日もありますが、西高東低の気圧配置になると、大陸から寒気が流れ込み、北西の季節風が吹いて肌寒い日もあります。日々の温度変化は大きくなり体調を崩しやすい季節ですので、健康管理には留意が必要です。

11 月は、降ひょうによる農作物への被害が過去に発生しています。2006 年 11 月 11 日の未明、瀬戸内海付近に南下した前線に向かって南から温かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となったため雹が降り、中予や東予で、柿、柑橘類、キウイフルーツなどへの被害が発生しました。

なお、気象庁では令和 8 年度の冬シーズンから、初冠雪に関する情報提供を、目視による観測に代えて最新の観測技術に基づいて天候や時間帯によらず山頂の積雪の状況を、気象庁ホームページでお知らせすることとなりました。松山地方気象台では、皿ヶ嶺が該当します。

情報提供ページ：https://www.data.jma.go.jp/stats/data/mdrr/fsn_cap/index.php

【気象用語】「実効湿度と乾燥注意報」について

愛媛県の乾燥注意報の発表基準は、「最小湿度 40%、実効湿度 60%」となっています。ここで、最小湿度というのは相対湿度の最小という意味で、一般的に今日の松山の湿度は 50% でしたといった場合、相対湿度のことを言っています。気温により空気中に含むことができる水分量には違いがあり、含むうる最大の水分が含まれた場合が相対湿度 100% となります。従って、相対湿度 50% は、その気温で最大含むうる水分量に対して現在の空気は半分の水分量ということです。気温が高くなるほど多くの水分を含むことができるため、空気（気団）の入れ替わりがない状況では気温が下がるほど相対湿度は高くなります。

一方、実効湿度は木材の乾燥の程度を表す指標として用いられます。数日雨が続いた後、晴れて相対湿度が低くなっても、木材の表面は乾きますが、内部は湿った状態となっています。逆に相対湿度の低い日が続けば、木材の内部まで乾燥し燃えやすい状態となります。少しの雨では表面は濡れますが、内部は乾燥した状態です。実効湿度は現在の相対湿度の状況だけでなく、過去数日間の相対湿度の状況も考慮しています。実効湿度の計算は、一般的には前日の実効湿度を 0.7 倍した値に、当日の相対湿度の平均値を 0.3 倍した値を足して求めます。乾燥注意報の基準は、現在どれだけ空気が乾燥（相対湿度）しているかと、木材がどれだけ乾燥（実効湿度）しているかを考慮して決めています。

秋が深まると大陸の気団に覆われることが多くなり、気温も低くなりますが空気中に含まれる水分量もかなり少なくなります。相対湿度は下がり、実効湿度も下がって乾燥が進むこととなります。最近 2 年の 10 月から翌 5 月の期間で、松山の実効湿度、最小湿度、日降水量に、県内のいずれかに乾燥注意報が発表となっている日を、グラフ化したのが図 1 です。

秋になると乾燥注意報が発表される日が出始め、冬から春にかけて多くなります。なお、6 月から 9 月期間の乾燥注意報は、2020 年以降では 2 日間のみでの発表です。

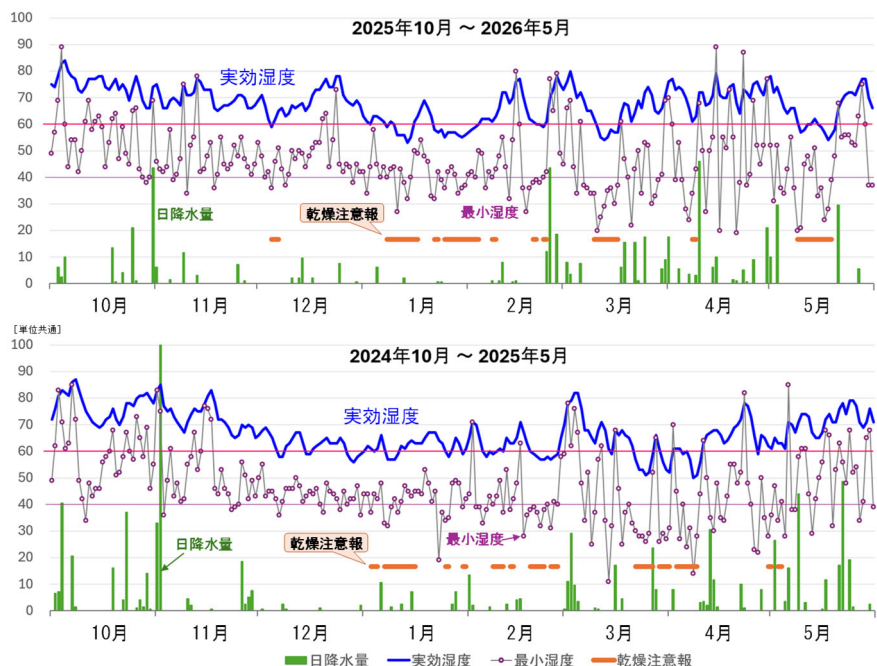


図 1 最近 2 年の 10 月～5 月の実効湿度、最小湿度、降水量、乾燥注意報
(青線：松山の実効湿度 (%)、赤紫：松山の最小湿度 (%)、緑線：松山の日降水量 (mm)
オレンジ色：中予・東予・南予のいずれかに乾燥注意報が発表となっている日。